重大違反対象物である非特定防火対象物の違反是正

消防法第5条の2第1項第1号に基づく防火対象物の使用停止命令を発令

岩見沢地区消防事務組合消防本部 岩見沢消防署 岩見沢署 消防一課 予防係長 大石浩平

百餅祭り
岩見沢市の特産品であるお米（もち米）にまつわる岩見沢最大のお祭り。世界最大級の大臼を用いた餅つきは迫力満点。

はじめに

当岩見沢地区消防事務組合消防本部（以下「当本部」という。）は、１市１町（岩見沢市、月形町）、職員定数148名、平成30年度から違反公表制度の運用を開始した。平成31年３月31日時点で、特定用途防火対象物（以下「特定対象物」という。）の重大違反対象物が、政令市を除く北海道内の消防本部で一番多かったことから、違反是正を強固に遂行できる体制の構築に向け、特別査察隊を結成するなどして組織一丸となって強力に推進してきました（本誌2023年７月号「違反是正」）。

そして、体制強化の効果もあり、当本部の非特定用途防火対象物（以下「非特対象物」という。）も含めた重大違反対象物の是正件数は、令和５年度末時点で120件に達し、重大違反対象物の減少及び消防法令適合防火対象物の増加に向けて、弛まず、着実に歩みを続けているところです。

本稿では、当本部が違反是正した事案の中で、非特対象物に対して消防法（以下「法」という。）第５条の２第１項第１号に基づく使用停止命令（以下「使用停止命令」という。）を発令し、重大違反が是正された事案（以下「本件事案」という。）について紹介します。

本件事案は、当本部がこれまで対応した中で最も多くのことを学ばせてくれた事案です。本稿をお読みいただく皆様にとって、様々な視点で考えていただくことで、一つでも有意義な情報提供になれば幸いです。

防火対象物の概要

用途　：消防法施行令（以下「令」という。）別表第一（16）項ロ　複合用途

構造等　：地上３階、地下１階、RC造一部Ｓ造（その他の構造）

延べ面積：1,778.805㎡（公衆浴場 1,285.479㎡、倉庫 285.896㎡、その他の事業所（休業中の部分）207.430㎡）

所有者　：２名（後期高齢者夫婦Ａ・Ｂの各２分１所有）

住所　：現住所　岩見沢市○○（住民票上岩見沢市△△）

※生活の本拠と住民票が違うため併記

指導経過

当該防火対象物は、平成元年に建築され、地上３階、地下１階、鉄筋コンクリート造耐火構造、令別表第一(16)項イの複合用途防火対象物（公衆浴場、レストラン及び特殊浴場が入居）でしたが、平成11年に浴場等の増築に係る確認申請、消防同意（普通浴場、特殊浴場、レストラン、宿泊施設）がされた後に、完了検査を受けずに、地上２階建て、鉄骨造一部木造の建物（普通浴場、大広間、宿泊施設）と構造上接続されたものです。

なお、消防同意時には、屋内消火栓設備（以下「内栓」という。）の設置を指導した記録が残っています。

その後の主な指導経過の記録は、次のとおりです。

- **平成13年10月**　立入検査実施
  自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の維持管理不適指摘、改修指示
- **平成15年11月**　立入検査実施
  内栓未設置、自火報維持管理不適を指摘、改修指示。「お金がなく改修できない」との回答を得る。
- **平成16年４月**　建築行政庁との合同立入検査を実施
  法に基づく建築基準法違反の照会を実施。「増築部分に使用実態があれば指導可能」との回答を得る。
- **平成21年６月**　旅館業法に基づく申請に係る確認調査
  自火報の一部未設置（増築部分）確認、内栓箱１基とポンプ１基が置かれており、増築部分の内装工事中であった。
- **平成26年４月**　立入検査実施
  自火報の維持管理不適を指摘（ベル停止、断線等発覚）
  その後も平成29年まで、指導を継続し、Ａを名宛人に指示書を17回交付しているが、改善計画書は一度も提出されていない。
- **令和元年６月**　建物全部事項証明書を取得
  所有権がＡとＢとの共有であることが判明

常に「今」が着手する時、必ず是正すると決意

当該防火対象物には、長期にわたる継続的な重大違反があったにもかかわらず、当本部は違反是正に踏み出すことができていませんでした。

過去に建築関係部局と合同立入の際、「使用実態があれば、建築基準法違反の指導対象となり、指導できる」と回答を得たため、増築部分については建築行政庁の違法増築に係る指導にゆだね消防法令違反の指導が中断し、既存部分の自火報の維持管理不適合についてのみ、定期的な立入検査時に継続指導がなされていたものと思料されます。

あくまでも個人的な経験則ではありますが、違反是正の着手が遅れれば遅れるほど、是正までにすべきことが山積していきます。本件事案の場合、指導経過の調査に多くの時間を費やすうちに、防火対象物の使用状況やそれに伴う算定収容人員数の変化など不確定な情報が増え、その把握に要する時間も増えていきました。指導が形骸化すれば、関係者の違反に対する危機感も薄れていきます。本件事案については、多くの懸案事項があったとしても、過去の経過がどうであれ、やる時は「今」と奮起し、やれることはすべてやると決めて、皆で違反是正に臨みました。

令和３年12月18日の違反調査で、指導事項の未改善を確認し、行政処分及び告発を見据え、早期改善のため、違反是正に着手しました。本件事案の重大違反は次のとおりです。

(1)内栓の未設置

指導記録が残っている限り、少なくとも、平成11年の消防同意時に設置義務に関する指導履

写真１　防火対象物の外観

歴があり、その後、違法増築により未設置が生じたもの。

⑵自火報の部分未設置

平成11年の増築に伴い増築部分に設置義務が生じたもの。

⑶自火報の維持管理不適

指導記録が残っている限り、平成13年の立入検査で機能不良を覚知し、以後継続指導、平成25年の立入検査では、不良箇所の増大が確認されました。また、次のようなその他の違反事項もありました。

【その他の違反事項】

・防火管理者選任届出未提出　・消防計画未作成　・消防用設備等点検未実施　・消火器具部分未設置　・消火器具標識未設置　・消火器具型式失効　・誘導標識未設置

違反調査時には、既存防火対象物（耐火構造３階建て）の１階及び地下１階の公衆浴場部分以外は長期にわたり休業状態となっていました。増築部分（その他構造２階建て）の浴場等の施設は工事が不完全で、１階部分は他の事業で使用する多量の看板を保管し、倉庫として使用されている状態にあったことから、防火対象物全体の構造及び用途については、地上３階、地下１階、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造その他の構造、公衆浴場、倉庫及びその他の事業所（休業中の部分）が入る令別表第一（16）項ロの複合用途防火対象物と判定しました（図１）。

指導開始から法第17条の４第１項に基づく消防用設備等設置、維持管理命令の発令まで

令和４年３月８日付けで指導文書を所有者であるＡ及びＢに交付しました。

令和４年５月24日、改善計画書の提出期限が過ぎても、具体的な是正策が示されなかったことから、確認調査を実施、令和４年７月７日、一次措置として履行期限を５カ月とし、Ａ及びＢに警告書を交付しました。

令和４年12月９日、警告の履行期限が過ぎても具体的な改善策の提出がなく、履行確認のため立入検査を実施しました。立入検査時には、現状の火災危険を少しでも軽減するため、Ａの承諾を得て、自火報の鳴動試験及び非常電源導通試験を実施したところ、一部機能している事実が確認されたことからベル停止を解除、機能している範囲は火災警戒可能となりました。しかし、残りの重大違反に進捗がないことから、令和５年１月20日付けで、二次措置としてＡ及びＢに対し、法第17条の４第１項に基づく消防用設備等設置及び維持管理命令（以下「設置維持

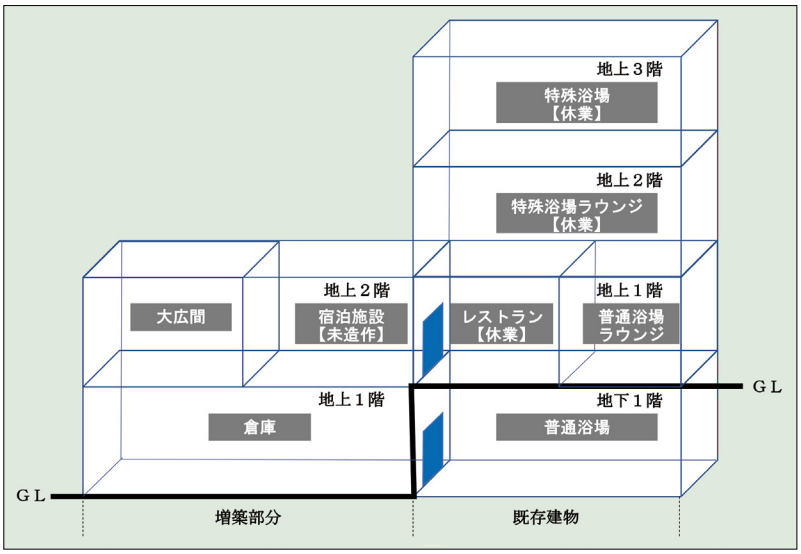

図1　建物概要立面図

管理命令」という。）を発令し公示しました。

三次措置を検討してから移行するまで

これまでの経過から、三次措置に移行する可能性が高いことが予想できたため、命令発令前から、使用停止命令等について検討を開始しました。正直皆ですごく悩みました。非特対象物に使用停止命令等をした事案は、調べても見つからず、特定対象物における次措置を調べると全国的に告発に移行する事案が多い状況がありました。これらを踏まえて、本件事案については、しっかりと具体的な検討を積み重ねて選択することとし、その結果、発令を留保すべき理由はなく三次措置として使用停止命令を発令することとしました。理由は次のとおりです。

【理由】

⑴火災が発生したならば、自火報の部分未設置及び維持管理不適により火災の覚知が遅れ、かつ、内栓が未設置であるため、有効な初期消火が行えないこと。

⑵当該防火対象物は、非特定用途ではあるが、公共性の高い公衆浴場であり、浴場施設は、避難階ではない地下１階に存し、浴場利用者が脱衣し、無防備な状態で利用しており、火災が発生したならば人命に危険であると認められること。

⑶告発を優先し判決に至るまでの間に、火災が発生し死傷者が発生した場合、当本部が取るべき措置を取らなかった事実に対して、何の言い訳もできないこと。

措置方針決定後、総務省消防庁の「違反是正推進に係る弁護士事業」（以下「弁護士制度」という。）を活用するとともに、市の顧問弁護士、そして、告発を見据え警察にも相談したところ、両弁護士から「使用停止命令」は妥当との回答、警察からも「警察比例の原則はあるが、使用停止命令の目的は人命危険の排除である。警察権の行使においても、目的を達成するためならば、必要な措置は取ります。本件事案において、使用停止命令はすべき」との力強い回答をいただきました。また、関係機関との連絡協議のため、公衆浴場の許可行政庁である北海道保健所及び建築関係部局に現状及び今後の措置方針について報告し、公衆浴場の使用停止命令について了解を得るほか、許可行政庁として、消防機関が実施する履行確認調査に同行させてほしい旨の要請を受けました。

以後、Ａ及びＢに、三次措置について丁寧に説明し、消防法令違反を即時に是正するよう指導を継続しました。Ａからは「やるならやってみろ！」と怒号を上げられましたが、この頃から少しずつではあるものの是正への動きが進んでいきます。

令和５年６月22日、履行確認調査のために実施した立入検査時には、改修費用の見積りを消防用設備業者に依頼していることが確認できました。しかし、いずれの命令事項も履行されていなかったため三次措置に移行することとしました。

三次措置の決定と発令

使用停止命令の内容については、「内栓未設置及び自火報維持管理不適が是正されるまでの間、既存部分の地下１階及び１階全体について、公衆浴場の用途としての使用を停止すること」とし、令和５年８月17日付けで、Ａ及びＢに対して弁明について通知したところ、Ａからは弁明はなく、Ｂからは次のような内容の弁明書が提出されました。

【弁明内容】

⑴Ｂは、当該防火対象物について、登記上は所有者（持分２分の１）となっているが、物件の管理に関しては、すべて共有者であるＡが行っているため、現状の把握は全くできていないこと。

⑵Ｂは、消防機関の指導を受け、本件処分の原因となる事実を認知して以後、再三にわたりＡに是正を促してきたが、全く聞き入れてもらえない状況にあること。

⑶ＢとＡとは昨年の２月より別居しており、会話する機会も少なくなっているが、今後も面会した際には、再度是正を促す予定であること。ただし、上記のとおり意見が受け入れられるのは難しいと思われること。

当該内容を受け、必要な確認事項について聴

取するため、訪問するも応答なく、電話にて連絡したところ実娘である家族Ｓ（以下「Ｓ」という。）が応答し、Ｂは応対できないため、Ｓに了承を得て「Ｂは、公衆浴場の売上げ、経費の支払いを管理し、経理の状況を監督しているか」と確認したところ、「公衆浴場の売上げ、経費の支払いの管理については、公衆浴場の経営者であるＡに雇われているＳが、経営者監督下で行っており、Ｂは一切公衆浴場の経営に携わっていない」という回答を得ました。

これらのことを踏まえ、使用停止命令の名宛人について、命令内容の権原を有する関係者としてＢが該当するか否かを、弁護士制度を活用しつつ、次のとおり検討しました。

【検討事項】

⑴使用停止命令について、防火対象物の管理者がその管理権を委託した場合の受命者は、本来の管理者であるのか、又は委託を受けた者であるのかは考慮すべき問題である。私法上の委託の場合は、委託者が委託に係る法律行為又は事実行為をなす権限を失うものではなく、受託者にも委託に係る法律行為又は事実行為をなす権限を与えるに過ぎないので、管理権を委託したとしても依然として委託者にも管理権は存在する。したがって、委託者と受託者との内部的関係はともかくとして、防火対象物の管理に係る本件処分は、それが委託に係る管理権により処理できる内容は、どちらに対して発しても有効である、と解する。ただし、管理の実態が明白なときは第一義的には、受託者に対して発することを考慮するのが適当であること。

⑵命令の内容を履行するために必要な権限が２人以上の者に属しており、すべての者の行為をもって初めて履行される場合、受命者は複数となる。ただし、共有者に対する命令であっても、その内容によっては、共有者が単独で有効にその内容を実現できる場合があること。

【検討結果】

⑴Ｂは、当該防火対象物の管理について、すべて共有者であるＡが行っているとしているが、使用の権限については、所有者（持分２分の１）となっていることから、当該部分における管理権は存在していると解する。しかし、当該防火対象物の管理の実態、特に使用停止命令を発する部分については、過去の指導経過及び弁明の内容から公衆浴場としての許可を受けている者はＡであり、当人が管理をしていることは明白であること。

⑵使用停止命令を履行するための必要な権限は２人以上の者に属しているが、Ａが単独で有効に当該命令内容を実現できると解されること。

以上のことから、命令内容の権原を有する関係者からＢを除き、Ａに対して使用停止命令を発することが適当と判断しました。

その後、当該弁明を参酌した結果、Ａのみに使用停止命令を発令し、Ｂについては、設置維持管理命令を履行する必要があることから、催告書を交付することとしました。

使用停止命令発令までの間、Ｓが家族として協力し、消防用設備等の点検業者に自ら依頼して、自火報の点検が実施され、自火報の不備事項が確定しましたが、使用停止命令を取りやめる要件を満たすには至らなかったことから、令和５年10月10日付けで使用停止命令を発令し、令和５年10月13日、郵便物等配達証明書にて送達されたことを確認し公示しました（写真２）。

使用停止命令発令から加速する是正への動き

使用停止命令発令以後、本件事案は是正に向かい進展していきます。

令和５年10月27日、北海道保健所及び警察合同で、使用停止命令の履行確認のため日中出向しましたが、公衆浴場施設関係者不在で当該施設出入口にボイラー故障による休業の告知文を確認したため、その場から引揚げました。しかし、同日夕刻、警察より「付近を巡回中の警察官から、当該公衆浴場が営業している旨の報告があった」との情報提供があったことから、警察と合同で出向いたところ、営業中で、施設利用者が入浴道具を抱えて施設から出て来るのを現認しました。施設で勤務していたＳに対して法第４条に

写真2　設置維持管理命令(上)と使用停止命令(下)

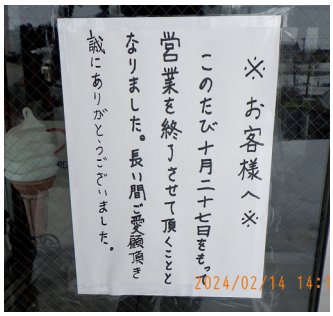

写真3　告知文

写真4　公示撤去

基づく質問権を行使して営業実態(営業時間、営業日及び客数)を聴取すると同時に、警察よりSに対して共犯についての説明がされました。

その後、Aに対して各命令の履行について指導しましたが、Aからは「改修資金もない、休業又は廃業する考えもない、告発すればいい」との回答。同時に、増築部分は閉鎖する旨の意思表示があった。令和５年10月30日、再度現場に出向くと、公衆浴場出入口に廃業及び利用者への謝意を示す直筆の告知文が掲示され、休業していることを確認。同日、北海道保健所に照会したところ、Aより公衆浴場営業停止届を受理した旨の回答を得ました。停止理由は「消防の命による」もの、停止期間は令和６年１月31日まででした(写真３)。

その後も随時状況を確認しましたが、令和５年10月28日付けで保健所に公衆浴場の休業届が提出され、現状も営業していないこと、また、増築部分は、閉鎖し空室であることが確認できたことから、防火対象物全体の内栓及び増築部分の消防用設備等の設置について、令第32条を適用し免除可能と判断し適用認定通知書交付、履行状況確認し、令和５年12月20日付けで内栓未設置違反は是正されました。

是正完了に至るまで

公衆浴場の事実上の休止は確認されましたが、現状から「公衆浴場部分は容易に再開しうる状態」であることから、当該防火対象物に対する昭和50年消防安第65号通知(以下「休業通知」という。)による「休業中の防火対象物の取り扱い」について以下のとおり整理しました。

【整理した内容】

(1)公衆浴場法に基づく営業停止届出の停止理由について、現状では、「消防の命による」としており、使用停止命令に従って公衆浴場を一時停止していることから令和６年１月31日までは、休業通知における休業とは考えない。
なお、届出による停止期間が近づいた段階で、質問録取等を実施し判断する。

(2)使用停止命令を解除後の違反処理について方針を固めておく必要がある。

是正完了と再発防止策

令和６年１月17日、公衆浴場は引き続き休業中であることから是正意思を確認するため、Bに対して、是正意思を記載した是正計画書を提出するよう事前連絡した上で居住建物に直接投函。Aに対しては直接面会し、是正計画書の提出を指導したが拒否したため、現地にて質問録取をしたところ、今後も公衆浴場としての営業はしない旨の意思を確認。Bからも令和６年１月24日に「建物の使用再開については、事前に消防関係法令に適合させたうえで行う」という是正計画書が郵送で送付され各所有者の是正意思を確認しました。

令和６年２月14日、建物全体を「休業中の防火対象物」と判断し、使用停止命令及び設置維持管理命令を解除、公示を撤去し本件事案は終了しました(写真４)。

命令解除に伴い行政処分の解除と再発防止の徹底等について説明し、当該内容の通知を手交

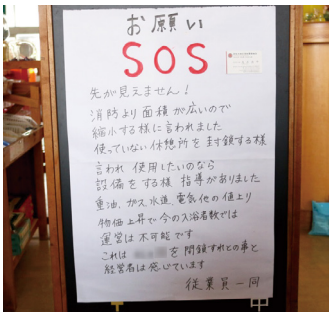

写真5　掲出された名刺とメッセージ

写真6　公示障害

写真7　消防訓練

して消防法令遵守の協力について謝意を伝えました。半年以上が経過した現在、当該防火対象物の状況は変わらず、繰り返し違反は発生していません。

学び経験し得たこと

本件事案においては、苦慮することが多かった分、学び経験し得たことも多くありましたので紹介します。

⑴使用停止命令ついて

必要最小限度の使用停止をどのように解し、命令内容に反映するか悩みましたが、警察から背中を押していただく言葉をいただき、決定することができました。事案にもよると思いますが、警察との告発前の事前協議は、違反の状況や火災発生時の人命危険などが伝わりやすい資料を作成して早めに相談することが大切であると実感しました。

また、使用停止命令に違反し告発する場合は、当該命令に違反している旨の立証手段（公衆浴場としての使用を認定するため）として、公衆浴場ののれんが掲出され、出入口が開放されていることに加え、２人程度の実際の利用者に聞き取りを実施し、了解を得て、連絡先等を聞いておいてほしいとの警察からの要望がありました。証拠化については、事案ごとに警察と協議し、消防吏員ができる権限の範囲内で検討していく必要があると認識しました。

⑵使用停止命令における弁明について

当本部で「弁明の機会の付与」が必要な処分を行ったのは、初めてでしたが、その必要性を改めて認識しました。反面、弁明を必要としない処分については、違反の構成要件である名宛人の特定が、いかに大切かということも再認識することができました。

⑶繰り返し違反に対する対応を考える

使用停止命令は、解除するタイミングが非常に難しいと実感しました。行政機関側が放任してしまえば、履行の判断が長期に至るケースも少なくないと本件事案を経験して感じ、処分後の経過を想定して命令の解除というゴール地点と、事案に応じた対処方法を考える必要があると感じました。本件事案では、命令解除後の繰り返し違反に対する対応について、弁護士制度も活用しながら、対応フローチャートを作成し、即時対応できるようにしました。

⑷名宛人が一筋縄ではいかなくとも

経験上、名宛人からこれほど罵詈雑言等を受け、また、これだけ折衝を重ねて指導した事案もありませんでした。手渡した名刺を店の正面に貼り付けられ、立入検査を妨害され、嫌がらせなどの行為を受けることもありました。それでも、人命救助の想いで一歩も引かず、来庁し大きな声で発言された時には、不当要求行為は受けない旨を伝えて静め、正当な理由がなく立入検査を拒否された時は、告発により対応することがある旨を伝え、命令の公示を看板で隠された時は、公示の趣旨を説明した上で、公文書等毀棄罪に抵触することを注意し再発防止の指導を行いました（写真５・６）。

こうして携わり続けることで、少しずつ変わることもあります。警告後の指導で、消防法の趣

旨を説明し、火災危険を少しでも軽減するため、訓練用消火器を持参して消防訓練を実施した際には、Aから、「今まで、あんただけだよ。こんなに教えてくれたり、説明してくれたのは」と言っていただくことがありました(写真７)。

Bからは、違反是正後の面談時には「公衆浴場は以前から経営不振でした。この度は、大変に御迷惑をお掛けしました。ありがとうございました」と伝えられました。

⑸積極的にアプローチし、真摯に受けとめる

是正策も、考え得る是正パターンを積極的に書面にして説明に努めました。Aからは「お金がない。辞めればいいのか！」と吐き捨てるように言われましたが、名宛人が一番苦汁を強いられる決断であるが「あらゆる是正策を最大限に検討し、事業を辞めて、当該建物を閉鎖するという御決断をされるというのであれば、それも人命を救うための一つの是正策です」と伝えました。

⑹豪雪地域ならではの工夫

豪雪の冬期間中に公示が剥がれないよう貼付する面の素材などを考慮して工夫し、撤去の日まで剥がれることなく、撤去時には綺麗に剥がすことができました(写真８)。

⑺同じことを二度と繰り返さないために

関係部局との連携は、本件事案でも違反処理を進める中で、建築関係部局、北海道保健所等と連携を図ってきましたが、それぞれ指導や処分のベクトルに差があり、名宛人が関係部局とやりとりする中で「工事中の建物である」とか、「廃業ではなく休業である」といった知恵を付けてしまうこともあり、苦慮する点もありました。政令市とは違い、関係部局が北海道庁にあるため、他部局の指導等に期待や優先をして、法に基づく指導を中断することのないよう、関係部局への情報提供等のタイミングを見極めながら慎重に対応し、情報提供や照会をしました。

⑻行政機関としてより信頼されるように

本件事案の指導中、名宛人の協力者等が現れ、情報公開請求を求められたことがありました。情報公開請求を受けたことは初めてでしたが、必要な証拠書類の保管に努めていたことから困ることはありませんでした。また、このような背景もあったため、命令に対する審査請求の可能性があることを考慮し、体制と処理について検討しておく必要があると判断しました。なお、審査請求等については、当本部では過去に該当事案はなく、一部事務組合であるため、行政不服審査会の委員の任命など、独自で体制を整備する必要があることが分かり、審査請求があった際の、具体的な流れ等について、想定フ

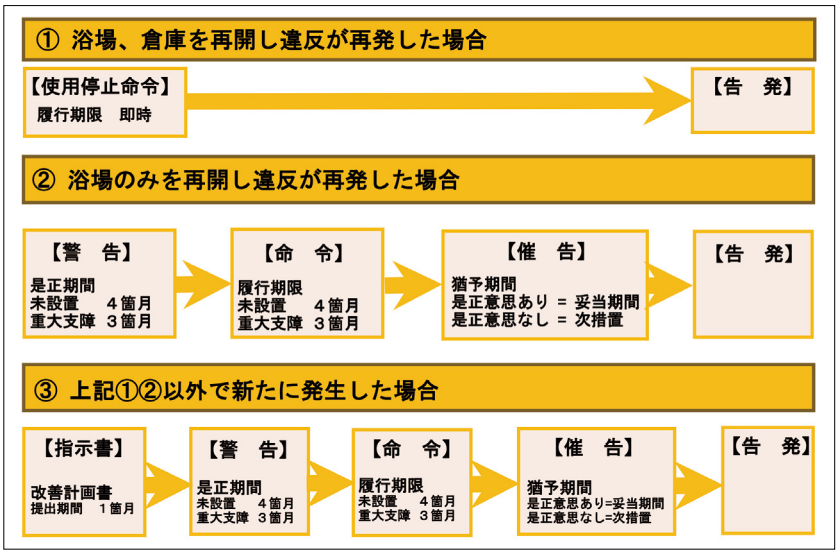

繰り返しの違反発生に伴う措置フローチャート

写真8　公示貼付用資機材

写真9　作成書類

ローチャート及び書類一式を作成し、当本部の構成市の文書法制係へ、処理の流れや書類に不備がないかなど指導及び助言の協力を依頼することで体制を整備しました。当該市においても、これまで事案がなく、係内で参考にしながら確認するとの返答を受け、連携の構築に繋がりました。

⑼違反処理の着手が早ければ早い方が良い

本件事案に携わって感じたことは、やはり、違反処理への着手は早い方が、行政機関側にとっても最善だということです。本件事案で作成した書類は、当本部が平成29年から令和５年途中まで違反処理を実施したすべての事案で作成したものに匹敵する量になりました。もっと早期に着手していれば、これらの事務で使った時間と労力を、どれだけの防火対象物の違反是正に使えたかと考えさせられます。違反処理に着手しないでいると、その処理に要する時間は次第に借金のように膨らみ、それを取り戻し市民の負託に応えるのが次の世代かもしれないと思うと、身が引き締まる想いです（写真９）。

本件事案が役に立つように

当本部が違反是正を強固に推進するに当たり、全国違反是正支援アドバイザーである札幌市消防局をはじめ、都道府県違反是正支援アドバイザーである小樽市消防本部のほか、たくさんの方からのアドバイスがあって、今があります。

本件事案が、違反処理のより具体的な参考となり、考察の起点となるよう、他本部から類似事案等でお問い合わせがあった際は、できる限りの情報提供や助言等をし、違反是正の一助になれたらと思っています。

最後に

本件事案もそうであったように、違反是正を遂行していくに当たり、どの事案についても、辛いことや、大変なことがあると思っています。しかしながら、それぞれの事案を振り返った時、大変であればあるほど、様々なエピソードができるものです。どうせするのであれば、前向きに捉えて、必ず是正してくれると確信して、組織一丸となり、どこかに楽しみと充実を見出して、違反是正に取り組むことが何より大切です。

また、本件事案については、使用停止命令を発令した際に、報道機関の記事になったことで、道外消防本部の方からも照会があり、海を越えて日本列島という大きなテーブルで、違反是正について質疑を交わすことができたことも、当本部として貴重な機会となりました。

令和６年６月某日、Ａが急病で亡くなったとの訃報が入りました。生前における故人の違反是正の協力に対し、心からの謝意で偲びます。また、違反状況が継続していた場合、違反を発生させた当事者が不在となることで、名宛人の特定が複雑となり、是正への道のりがさらに険しくなったのではないかと痛感しています。

違反是正に着手すべき時は、常に「今」であることを確信し、管内において、悲惨な被害を招く「火災」の二字から人命を守るため、火災リスクの高い消防法令違反を根絶すべく、これからも邁進していく所存です。